

執行委員

大會議直後の中央委員会にて選出されたる執行委員は左の如くである。

▲執行委員

- ▲皇本編長 米村長太郎
- ▲長尾克己 重住権祐
- ▲三浦愛二 河島貞治
- ▲青野武一 黒川虎爾
- ▲徳幸七 笠置卓雄
- ▲利島龜鶴
- ▲各部門部長

部門名	氏名	氏名
宣傳部	龜岡長太郎	
調査部	長尾克己	
教育部	河島貞二	
出版部	米村長太郎	
組織部	三浦愛二	
教育部	河島貞二	
産業部	鶴幸七	重復取消
婦人部	渡辺正人	
財政部	池辺正人	
青年部	青野武一	
書記兼會計	笠置卓雄	
執行委員長	浅原健三	

改造綱領規約原案

理由

労働者小作人及びその他の無産大衆が、社會的に若しくは自らの生活上、その要求するところのもの、合理的或は不合理的團體行動によつて獲得せんと努めるに至つたことは、一般に、現今の世界的傾向である。

而して、要求が容易に貫徹せられるときは比較的穏健な行動としてあらはれ、若し、あらゆる努力を盡すもなほ何等阻礙があることなしとせんか、その行動は極めて陰慘なる空氣の裡に、思想的に矯激であり、行動に於ては忍るべき威嚇をこゝろするにいたるが如くである。

日本もこの例外に立つことはできない。

政府の言明するが如く、普通選挙法の施行は、民衆の要求に従つて實施されたものである。今、日本の民衆は如何にしてこの選挙権を有効に行使すべきか、又民衆自らの要求を如何にして政治的に實現すべきかといふことを考慮している。

この選挙権を如何に行使すべきかといふことと又民衆自らの要求を政治運動の上に如何に表明すべきかといふことは、政府、教育者及び宗教家等によつて指示するべきではなくて、無産大衆自らがこれをなすべきであり、政府は法令に従つて適當な方策を施すべきであらう。

故に、民衆は政治的要求を政治綱領によつて表明し、選挙権を有効に行使すべく政黨に加入するか、